

令和6年度 固定資産税

償却資産申告の手引き

市税につきましては、平素より格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋及び事業用の償却資産に対して課税され、償却資産を所有している事業者の方は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在、天童市内に所有している償却資産について申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きをご参照いただき、同封の申告書に必要事項を記入のうえ、期限まで必ず申告していただきますようお願いいたします。

なお、該当する資産がない場合でも、事務処理の都合上、申告書の備考欄にその旨を記入のうえ提出してください。

申告期限 令和6年1月31日（水）

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月19日（金）

までに申告していただきますよう御協力をお願いいたします。

《申告書提出先・問い合わせ先》

天童市総務部税務課 固定資産税係
(天童市役所1階 税務課9番窓口)

〒994-8510

山形県天童市老野森一丁目1番1号

電話 023(654)1111 内線 777、778

目 次

1 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは	1
(2) 償却資産の種類	2
(3) 建物附属設備における償却資産と家屋の区分	3
(4) 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱うケース	3
(5) 固定資産税と国税の比較	4
(6) 非課税・課税標準の特例が適用される資産	4

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方	5
(2) 申告の方法及び提出書類	5
(3) 償却資産申告書の記入例	6
(4) 償却資産種類別明細書の記入例	8
(5) 申告書の書き方がわからない場合は	10
(6) 申告についての注意事項	10

3 その他の事項

(1) 償却資産の評価方法	11
(2) 減価率及び減価残存率表（抜粋）	11
(3) 税額等について	12
(4) 課税台帳の閲覧について	12
(5) 過年度課税について	12
(6) マイナンバーの記載等について	13
(7) 実地調査について	13
(8) 耐用年数表（抜粋）	14

1 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産（無形の固定資産及び自動車税、軽自動車税の課税客体を除く）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

なお、事業の用に供するとは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

《申告の対象となる資産》

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる次に掲げる資産

- ① 税務会計上減価償却資産の対象としている有形の固定資産
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③ 割賦販売による購入又は所有権移転リース（ファイナンスリース契約、契約終了後に借主に所有権が移るもの）に基づいて使用しているもの
（所有権移転リースの場合は、借主が使用する資産。
割賦販売にて所有権が売主に留保されている購入の場合は、買主の使用する資産。）
- ④ 遊休・未稼働資産
- ⑤ 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ⑥ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、税務会計上減価償却の対象としているもの
- ⑦ 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
- ⑧ 事業用の建物の附属設備で、家屋評価に含まれない資産（建物附属設備）
- ⑨ テナント等、賃借人の方が取り付けた内装・造作及び建物附属設備等の資産
- ⑩ 償却資産の修理・改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当するもの
- ⑪ 企業の所有する社宅・寮その他福利厚生の用に供する償却資産
- ⑫ 山形県又は県企業振興公社等の貸与機械類で、貸与期間経過後無償譲渡されるもの

《申告の対象とならない資産》

- ① 自動車税や軽自動車税の課税客体である車両（大型特殊自動車は申告対象）
- ② 棚卸資産（貯蔵品、商品など）
- ③ 生物（観賞・興業用は申告対象）
- ④ 繰延資産（創業費、開発費など）
- ⑤ 無形固定資産（特許権、ソフトウェアなど）
- ⑥ 非減価償却資産（書画・骨董など）
- ⑦ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち、税務会計上一時に損金算入又は必要経費としたもの（10万円未満の資産であっても、個別に減価償却している資産は申告対象）
- ⑧ 取得価額が20万円未満の資産のうち、税務会計上3年間で一括償却したもの

(2) 償却資産の種類

資産の種類		資産の例
1	構 築 物 (建物附属設備)	鉄塔、広告塔、看板、キャノピー、緑化施設、庭園、井戸、舗装路面、門、フェンス、自転車置場、その他土地に定着する土木設備、貸店舗等の内装、可動式間仕切り、屋外の給水・排水・衛生・ガス設備、基礎のないプレハブ、ビニールハウス、果樹棚・ホップ棚など ※建物附属設備のうち償却資産として扱うもの(次ページ参照)
2	機 械 及 び 装 置	土木建設機械(標識の分類番号0、00～09、000～099の大型特殊自動車等)、クリーニング設備、印刷機械、自動車整備設備、その他物品の製造・加工・修理等に使用する機械・装置、受変電設備、機械式立体駐車場、農業用機械(例:脱穀機、粃すり機、畦塗機、選別機、かん水設備)など
3	船 舶	商船、作業船、漁船、ボート、ヨットなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車、台車、構内運搬具など (ナンバープレートを取得しているものにあつては、標識の分類番号が9、90～99、900～999のもの) ※自動車税、軽自動車税の課税対象資産は該当しません。
6	工 具 器 具 及 び 備 品	自動販売機、陳列ケース、冷蔵庫、エアコン、レジスター、パソコン、コピー機、理美容機器、歯科診療用ユニット、医療用機器、応接セット、ロッカー、事務机、切削工具、測定工具、遊戯機器、看板、ファクシミリ、カメラなど

《大型特殊自動車とは》

フォークリフト、ショベルローダ、ロードローラ、ロータリ除雪車、アスファルトフィニッシャー、ホイールクレーン等の特殊自動車で、次に掲げる要件の**1つでも満たす場合は**、大型特殊自動車(償却資産の対象)となります。

- ① 自動車の長さが4.7mを超えるもの
- ② 自動車の幅が1.7mを超えるもの
- ③ 自動車の高さが2.8mを超えるもの
- ④ 最高速度が15km/hを超えるもの

また、**最高速度35km/h以上の農耕作業用自動車**(田植機、トラクター、コンバイン、農薬散布車など)は、大型特殊自動車につき、**償却資産の対象**となるため申告が必要です。

なお、上記数値①～④以外のもの及び最高速度35km/h未満の乗用型農耕作業用自動車は、小型特殊自動車のため償却資産の対象ではありませんが、軽自動車の課税対象となります。

(3) 《建物附属設備における償却資産と家屋の区分》

建物附属設備のうち償却資産の対象となる主な資産については、下の表の例示を参考にしてください。
家屋に含めるものに該当していても、特定の生産または業務用のものは償却資産として取り扱います。
 家屋との区別の判断が困難な場合は、固定資産税係にお問い合わせください。

区分	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	自家発電設備、受変電設備、動力配線設備、ネオンサイン、投光器、中央監視装置、マイクロホン、スピーカー、スポットライト、電話機、電球、ミキサー、交換機、屋外電気設備、太陽光発電装置（屋根材一体型を除く）等	電灯・コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、テレビジョン共同聴視設備、火災報知設備、出退表示設備、ナースコール設備、呼出信号設備 等
給排水衛生設備	屋外設備、屋外水道管、屋外排水管、独立煙突、独立煙道、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸、浄化槽 等	給水設備、排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナー 等
ガス設備	屋外供給本管・設備 等	屋内支管、排気筒、カラン(使用口) 等
空調設備	ルームエアコン（天井埋込み型を除く） 等	空調・冷暖房・排気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター 等
その他	洗濯設備、業務用の厨房設備、テント、取り外しの容易な簡易間仕切、POSシステム、カーテン・ブラインド 等	避雷設備、自動扉設備、エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア設備、ダムウェーター、固定椅子、金庫扉、テラス、ポーチ 等

* 家屋とは、一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

* 自己所有の家屋内における事務室等の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、空調・ガス配管等は家屋の評価対象であり、償却資産ではありません。

しかし、特定の生産又は業務を行うための給排水・ガス・エアー等の各種配管や動力源、熱源等の電気配線、照明設備及びその附属設備等は償却資産になります。

(例：工場内における製造用機械を動かすための動力配線、機械や製品を冷却するための電気配線や設備、事業用の水道配管や汚水処理設備等)

(4) 《家屋の附帯設備を償却資産として取り扱うケース》

家屋の借家人が、その事業の用に供するために当該家屋に取り付けた内装・造作及び建築設備等の建物附属設備については、固定資産税上償却資産となりますので、その資産の所有者である借家人において申告が必要となります。(地方税法第343条第10項、市税条例第42条第9項)

※このように、家屋附帯設備のうち家屋の所有者以外の者(借家人、テナント入居者等)が事業の用に設置した設備の場合は、上記の区分に関わらず建物附属設備(特定附帯設備)を取り付けた者(テナント入居者等)を所有者として申告するところですが、こうした資産は特に申告もれとなりやすい部分ですのでご注意ください。

(5) 固定資産税と国税の比較

固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）の主な取扱いは、次のとおりです。

項 目	固定資産税（償却資産）	国 税
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法	○建物以外の一般の資産は、 定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された 資産は「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年 3月31日までに取得された資産は 「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得され た資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	なし	あり
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	なし	あり
増 加 償 却（法人税・所得税）	あり	あり
評 価 額 の 最 低 限 度 （法人税は償却可能限度額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改 良 費（資本的支出）	区分評価	原則区分評価
少 額 の 減 価 償 却 資 産 （使用可能期間が1年未満 又は 取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて 減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能 （法人税法施行令133、 所得税法施行令138）
一 括 償 却 資 産 （取得価額が20万円未満 の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて 減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能 （法人税法施行令133の2、 所得税法施行令139）
青色申告書を提出する中小企業者等が 租税特別措置法を適用して取得した 30万円未満の減価償却資産 （少額資産損金算入の特例）	課税対象となる	損金算入可能 （租税特別措置法28の2、67の5）

(6) 非課税・課税標準の特例が適用される資産

地方税法第348条、本法附則第14条の規定に該当する資産は非課税の対象となります。

地方税法第349条の3、本法附則第15条の規定に該当する資産については、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例が適用されます。

該当する場合には、申告書の備考欄及び種類別明細書の適用欄等に該当条項等を記入のうえ、申告の際に該当資産であることが確認できる書類を提出してください。特例適用申告書は税務課に用意してあります。天童市のホームページからもダウンロードできます。）

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日（賦課期日）現在、個人及び法人を問わず償却資産を天童市内に所有し、事業を営んでいる方です（天童市内で会社や工場、商店、飲食店等を営んでいる方・駐車場、アパートを所有し貸し付けている方など）。法人税を課されていない公益法人等も申告義務があります。

なお、次の方も申告が必要となります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (3) 償却資産の所有者がわからない場合は使用している方

(2) 申告の方法及び提出書類

申告いただく方		申告の対象となる資産	提出書類
初めて申告される方	申告資産のある方	令和6年1月1日現在 天童市内に所有する 全ての償却資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書
	該当資産のない方		・償却資産申告書 ※18備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
前年度申告された方	増減・変更のある方	令和5年1月2日から 令和6年1月1日までに 取得した償却資産及び 減少した償却資産 と 令和6年1月1日現在 天童市内に所有する 全ての償却資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (資産が印字されたもの及び手書き追加分)
	増減・変更のない方		・償却資産申告書 ・種類別明細書(資産が印字されたもの)
	該当資産のない方		・償却資産申告書 ※18備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
	事業を廃業された方		・償却資産申告書 ・種類別明細書(資産が印字されたものを取消線「一」 で消してください) ※18備考欄に「廃止、解散、転出等」の旨と その年月日を記入してください。

《電算申告される方》

申告書に令和6年1月1日現在の評価額、決定価格、課税標準額を出力のうえ、全資産の明細書を添付し、増加・減少がわかるように申告してください。

天童市様式の申告書・種類別明細書が送付された場合は、電算申告時、一緒に1部「提出用」を添えて申告してください。（「提出用」のみを添付。記入の必要はありません。）

《電子申告（^{エルタックス} eLTAX）により申告される方》

全資産申告で、増加・減少がわかるように申告してください。

お送りした償却資産申告書の所有者コード ⇒ 所有者コード欄に入力してください。

ご利用届出、詳しい情報はホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

(3) 償却資産申告書の記入例

【申告書記入上の注意】

1. 令和5年度分を申告された方は、その申告内容があらかじめ印字されていますので、誤り、変更、漏れ等がないか確認し、誤り等がある場合は修正してください。
2. 黒のボールペンで記入をお願いします。

第二十六号様式 (提出用)

令和 6 年 1 月 12 日

令和 6 年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

所有者コード

8020721

受付印

天童市長 様

〒994-0013

天童市老野森五丁目8番2号

(電話 023-654-1111)

王将製パン 株式会社

代表取締役 天童太郎

(屋号 天童王将パン)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 (資本金等の額)

製造業 (20 百万円)

5 事業開始年

昭和55年 4月

6 この申告に応答する者の係及び氏名

庶務係 天童 花子 (電話 023-654-1111)

7 税理士等の氏名

出羽 三森 (電話 023-654-2222)

マイナンバーを記入してください。
個人番号(12桁)、法人番号(13桁)
(初回記入時、番号変更時には、番号通知書等のコピーを添付してください。)

事業種目を具体的に記入してください。

事業開始年月を記入してください。

申告内容等についてお問い合わせする場合がありますので、必ず記入してください。
応答される方が税理士等の場合は、その氏名を記入してください。

この申告手続きを税理士等に委託していない場合は記入の必要はありません。

該当する方を○で囲ってください。
なお、「有」とした場合には、別途書類を提出していただくことがあります。

天童市内にある事業所等資産の所在地を記入してください。

該当する方を○で囲ってください。
借用資産がある場合には貸主の名称を記入してください。

該当する方を○で囲ってください。

廃業、解散、転出、休業等があった場合は、事実発生年月日及びその内容を具体的に記入してください。
また、所有資産を譲渡等で処分した場合は、その承継先も記入してください。

住所、氏名及び令和5年度の申告内容があらかじめ印字されていますので、誤り、変更、漏れ(ビル)の名称等がないか確認し、誤り等がある場合は修正してください。

個人事業所...屋号を記載してください。

法人事業所...名称および代表者の氏名を記載してください。

(イ)・・・前年に申告していた額が種類別に印字されています。

(ロ)・・・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに廃棄、売却及び天童市外へ移動した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

(ハ)・・・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに購入及び天童市外から天童市に移動した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

(ニ)・・・令和6年1月1日現在の全資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

※今回から新たに申告される方は、(イ)と(ロ)の欄は「0」とし、(ハ)と(ニ)の欄に記入してください。

1 住所	天童市長 様 〒994-0013 天童市老野森五丁目8番2号 (電話 023-654-1111)
2 氏名	王将製パン 株式会社 代表取締役 天童太郎 (屋号 天童王将パン)
3 個人番号又は法人番号	
4 事業種目 (資本金等の額)	製造業 (20 百万円)
5 事業開始年	昭和55年 4月
6 この申告に応答する者の係及び氏名	庶務係 天童 花子 (電話 023-654-1111)
7 税理士等の氏名	出羽 三森 (電話 023-654-2222)

資産の種類	取 得			備 償			計 ((イ)-(ロ)+(ハ)-(ニ))
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年前に取得したもの(イ)	
1 構 築 物	6,534,065	0	0	6,534,065	0	0	6,534,065
2 機械及び装置	31,778,300	1,000,000	6,000,000	36,778,300	0	0	36,778,300
3 船 舶	0	0	0	0	0	0	0
4 航 空 機	0	0	0	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	0	0	0	0	0	0	0
6 工具・器具及び備品	2,476,000	310,000	850,000	3,016,000	0	0	3,016,000
7 合 計	40,788,365	1,310,000	6,850,000	46,328,365	0	0	46,328,365

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)
1 構 築 物			
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品			
7 合 計			

記入の必要はありません

(ただし、自社電算処理による申告をされる方は必ず記入してください。)

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

- ① 老野森五丁目8-5 工場
- ② 久野本七丁目2-1 作業所
- ③ 本町三丁目5-1 天童店(店舗)

16 借用資産 ((有)・無)

貸主の名称等
わくわくリース(株)

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

該当資産が無い場合は「該当資産なし」と記入してください。

課税標準の特例を受ける資産がある場合は、その旨をこの欄に記入し、該当資産であることが確認できる書類を添付してください。

(4) 償却資産種類別明細書の記入例

第二十六号様式別表一 (提出用)

【 明細書記入上の注意 】
 1. コンピュータ処理のデータとなりますので枠内にていねいに記入をお願いします。
 2. 黒のボールペンで記入をお願いします。

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

令和6年度
 ※ 所有者コード ※
 8020721

所有者名
 1 枚のうち
 1 枚目
 王将製パン 株式会社

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額				耐用年数	減価残存率	(ハ) 価額				※課税標準の特例		増加事由	摘要		
					年号	年	月	十	百	千	円			十	百	千	円	率	コード			十	百
01	1		給水設備 給排水設備	1	S	63	5					580	000	15							1-2 3-4	6	
02																					1-2 3-4		
03	6		事務机	2	H	5	2					240	000	15							1-2 3-4	5	
04																					1-2 3-4		
05	6		ファクシミリ	1	H	5	2					210	000	5							1-2 3-4	6	
06																					1-2 3-4		
07	2		ミキサー	1	H	5	2					650	000	10							1-2 3-4	7	

○資産名称、取得年月の修正例

○取得価額の修正例

○記載誤りによる耐用年数の修正例

○耐省令の改正による耐用年数の修正例

(※平成21年度申告において「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の一部改正による耐用年数の修正漏れがあった場合)

※ 修正箇所を取消線「—」で消し、上に修正後の内容を記入してください。

該当する番号を記入してください。
 摘要
 5. 減少
 6. 修正
 7. 法改正による耐用年数変更

6を記入してください。

取得価額を減額した場合は5を、増額した場合は6を記入してください。

6を記入してください。

7を記入してください。

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額				耐用年数	減価残存率	(ハ) 価額				※課税標準の特例		増加事由	摘要		
					年号	年	月	十	百	千	円			十	百	千	円	率	コード			十	百
01	1		野立看板	1	H	2	10					1,200	000	20							1-2 3-4	5	
02																					1-2 3-4		

○資産が減少した例

※ 資産の名称欄から耐用年数の欄まで取消線「—」で消してください。

5を記入してください。

＜資産が増加 (新規取得など) した場合＞

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額				耐用年数	減価残存率	(ハ) 価額				※課税標準の特例		増加事由	摘要	
					年号	年	月	十	百	千	円			十	百	千	円	率	コード			十
01	6		パソコン	1	R	5	8					350	000	4							①2 3-4	

該当する番号を記入してください。
 1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具・器具及び備品

資産の名称・規格等を具体的に(30字以内)で記入してください。
 中古で取得した資産は(中古)と記入してください。

数量、取得年月を記入してください。
 年号 昭和 … S
 平成 … H
 令和 … R

資産を取得するために要した費用(運賃、手数料、据付費等を含む。)を記入してください。
 圧縮記帳は固定資産税では認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(制定昭40.3.31大蔵省令第15号)に基づいて記入してください。
 短縮耐用年数及び中古資産の見積り耐用年数を適用しているものは、その耐用年数を記入してください。
 ※平成20年度の税制改正により、機械及び装置の耐用年数については、全面的に改正されましたのでご注意ください。
 なお、移動による受入れ、申告漏れの事由により、新たに記載する資産で、耐用年数の改正に該当する資産の場合は、余白に改正前の耐用年数も併せて記入してください。(取得年月が、平成19年12月以前の資産)

増加事由
 1 新品取得
 2 中古品取得
 3 移動による受入れ
 4 その他

摘要
 5 減少
 6 修正
 7 法改正による耐用年数変更

該当する番号を○で囲ってください。
 増加事由
 1. 新品取得
 2. 中古品取得
 3. 移動による受入れ
 4. その他

(5) 申告書の書き方がわからない場合は

申告書の記載方法などについて、ご不明な点がございましたらお早めにご連絡ください。窓口にご来庁の場合は、送付しました申告書類一式と次の書類等をご持参の上、ご相談ください。

- 個人確定申告書、法人税確定申告書（別表16）
- 固定資産台帳
- 減価償却資産明細書（※）

※ 資産の取得年月及び取得価額がわかる書類をご用意ください。

新規取得の資産については、取得価額がわかる見積書や納品・請求書等が参考になります。

(6) 申告についての注意事項

- ① 償却資産申告書及び種類別明細書は、提出用・控用各1部をお送りしております。記入後、提出用を税務課窓口にご提出いただくかご送付ください。（控用に受付印が必要な場合は、控用も併せて提出してください。）
控用については、今後の申告資料となりますので大切に保管してください。
- ② 申告書を郵送される方で、控用に受付印を必要とされる場合は、返信用封筒および切手を同封してください。
- ③ 免税点未満のため課税にならないと思われる場合や増減がない場合でも、必ず申告をお願いします。
- ④ 決算時期等の関係で確定できない資産がある場合は、現時点の内容で申告していただき、資産が確定した後に改めて修正申告をしてください。申告いただいた内容に誤りがあった場合についても同様に、速やかに修正申告をお願いします。
- ⑤ この申告は法律によって提出が義務づけられており、正当な理由がなく申告しなかった場合や虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条及び第386条、並びに天童市市税条例第64条の規定により罰則等が科せられることがありますのでご注意ください。
- ⑥ **提出期限は令和6年1月31日（水）**になります。期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月19日（金）頃までにご提出くださいますようご協力をお願いします。

《参考》 平成20年度税制改正について

平成20年度の税制改正で「減価償却資産の耐用年数に関する省令」が一部改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われていますのでご確認ください。

3 その他の事項

(1) 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告いただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	取得価額 × 前年中取得分の減価残存率（1－減価率／2）
前年前に取得した資産	前年度評価額 × 前年前取得分の減価残存率（1－減価率）

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

(2) 減価率及び減価残存率表（抜粋）

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
				40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

(3) 税額等について

① 課税標準額

毎年1月1日（賦課期日）現在において、天童市内に所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）の課税台帳に登録された価額の合計が『課税標準額』となります。

② 税額の計算

税額は、課税標準額に税率の100分の1.4を乗じた額です。

課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	税 率 (1.4%)	=	税 額 (100円未満切捨て)
------------------------	---	---------------	---	--------------------

(例) 土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計が13,246,871円の場合

$$13,246,000 \times 1.4\% = 185,444 \quad \text{〔税額〕 } 185,400 \text{ 円}$$

③ 免税点

償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が**150万円未満**の場合は課税されませんが、その場合でも、必ず申告してください。

④ 納期

1期…5月、2期…7月、3期…9月、4期…11月 の年4回。

例年5月中旬頃に、この4回に分けた納税通知書を、まとめて1年分として発送いたします。これは、固定資産税（土地・家屋・償却資産）と都市計画税（土地・家屋）を合算したものになります。

(4) 課税台帳の閲覧について

固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税に誤りがないか、みなさんに確認していただくための制度です。

閲覧は申請により行っており、原則として有料です。ただし、土地・家屋の閲覧期間中（4月1日から第1期の納期まで）は、無料で閲覧できます。

閲覧方法等の詳しい内容は、『市報てんどう』でお知らせいたしますので、ご確認ください。

(5) 過年度課税について

申告すべきであった資産が過年度に判明した場合は、税法上の規定による期間（最大で5年間）、申告すべきであった年度以降の年度ごとに課税されます。

その際の納付につきましては、当初課税分とは別に、金融機関の窓口で一括納付していただくこととなります。口座振替はできませんので、ご注意ください。

(6) マイナンバーの記載等について

平成28年に申告書の様式が改正され、個人・法人番号の欄が追加されました。つきましては、申告書の様式変更に伴い、マイナンバー〈個人番号(12桁)・法人番号(13桁)〉を申告書に記載していただくとともに、マイナンバーの通知書等のコピーを添付してください。

以下の際には、通知書のコピー添付が必要となります。

- マイナンバー通知書が届いた後の申告で、前回コピーの添付をしていない時
- 通知書の到着以降に事業者として初めて申告する時（天童市に新規で申告される方）
- マイナンバーが変わった時（個人番号・法人番号が変わった方）

なお、天童市に住民登録している個人の方については、コピー添付の省略が可能です。

(7) 実地調査について

地方税法第353条及び第408条に基づき償却資産の調査を順次実施しております。

調査の際は、帳簿関係書類を提出いただいたり、必要に応じて物件を確認させていただいたりすることがございますので、ご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき、法人税又は所得税に関する書類についても閲覧を行うことがあります。

なお、調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合には、申告内容の修正や追加課税となることがあります。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

(8) 耐用年数表 (抜粋)

*「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の別表第1、第2、第5及び第6

構造・用途	細目	耐用年数
◆建物附属設備		
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房・通風・ボイラー設備	冷暖房設備(出力22kw以下)	13
	その他のもの	15
区分によらないもの	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

構造・用途	細目	耐用年数
◆構築物		
広告用	金属製のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設 庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷	15
	アスファルト敷	10
農業用	果樹棚・ホップ棚(コンクリート造)	14
	果樹棚・ホップ棚(木造)	5
	ビニールハウス(基礎有・金属製)	14
	ビニールハウス(一般的なもの)	10

構造・用途	細目	耐用年数
◆工具器具及び備品		
測定検査工具		5
治具・取付工具		3
金庫	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机、いす、キャビネット 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット 接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	主として金属製のもの	15
	陳列棚、陳列ケース 冷凍機能付のもの	6
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他の類似の電気機器、ガス機器	6
	カーテン、座布団、寝具、丹前 その他類似の繊維製品	3
	じゅうたん、その他床用敷物室内装飾品 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

構造・用途	細目	耐用年数
家具・電気機器及び家庭用品	食事又は厨房用品 陶磁器・ガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他 主として金属製のもの	15
事務・通信機器	その他のもの	8
	電子計算機 パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く)	4
	その他のもの	5
事務・通信機器	複写機、レジスター、POSシステム、タイムレコーダー、テレタイプライター、ファクシミリ、その他これらに類するもの	5
	電話設備その他の通信機器	6
	デジタル構内交換設備 その他のもの	10
時計		10
光学・写真製作機器	カメラ、映写機、望遠鏡	5
	焼付機、乾燥機、顕微鏡	8
看板 広告器具	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型	3
	その他のもの	2
	主として金属製のもの その他のもの	10
理容・美容器具	理容・美容いす、洗面設備、ドライヤー、タオル蒸器、その他のもの	5
	レントゲン、その他電子装置使用機器	4
医療機器	移動式のもの その他のもの	6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	陶磁器・ガラス製のもの	3
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
娯楽 スポーツ 演劇	パチンコ機その他類似の球技用具	2
	碁、将棋、麻雀、その他の遊戯具 衣装	5
前掲以外	楽器	2
	自動販売機	5

※ 平成20年度の税制改正において、主に機械及び装置の耐用年数の一部が変更されていますのでご注意ください。
 ※ 農業用機械は、耐用年数7年になります。